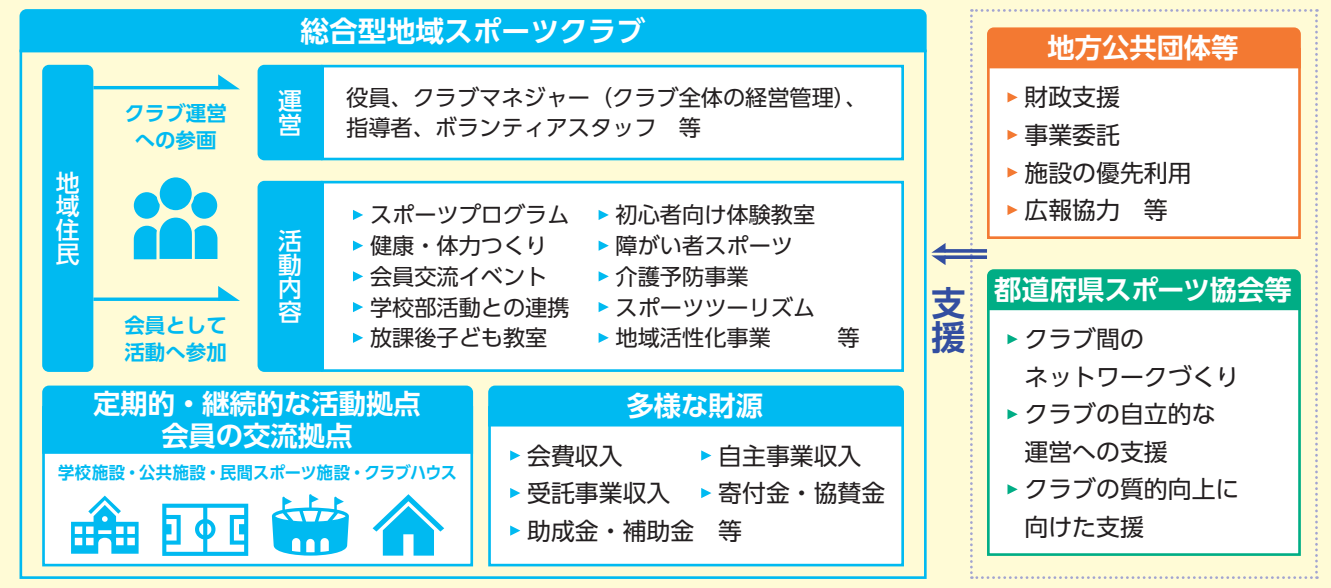


総合型地域スポーツクラブとは

概要

多世代（子どもから高齢者まで）、多項目（様々なスポーツを愛好する人々が）、多志向（それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる）という形態により、行政でもなく、民間企業でもなく、地域住民によって、自発的・主体的に運営されているスポーツクラブです。

総合型地域スポーツクラブの活動 —多様な事業の展開—



総合型地域 スポーツクラブ

登録

認証

制度について

総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度の背景

制度整備の背景

第2期スポーツ基本計画に基づき制度を整備

登録・認証制度の整備により以下を目指す

- ▶ 総合型クラブの自主的・持続的な運営を促進
- ▶ 地域に根差したクラブとしての定着
- ▶ 地域課題解決に向けた取り組みの推進
- ▶ より公益性の高い「社会的な仕組み」としての確立

本制度を通じ、総合型クラブが行政等とパートナーシップを構築し、公益的な事業体としての役割を果たすことを目的とする

そのために必要不可欠なこと

- ▶ 都道府県行政の主体的な関わり
- ▶ 市区町村行政との連携・協力

上記の背景を踏まえ、スポーツ庁より都道府県行政に通知を発信

<平成31年2月22日通知文書>

スポーツ庁健康スポーツ課発信 ⇒ 各都道府県スポーツ主管課宛
「総合型地域スポーツクラブにおける登録・認証制度の整備について(通知)」



https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/001_index/bunkabukai002/attach/1413679.htm

登録・認証制度の整備に伴い、第3期スポーツ基本計画に明記された役割に沿って、登録・認証制度を活用した支援や取組を促進していくことが可能となりました

総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度に関するお問い合わせ

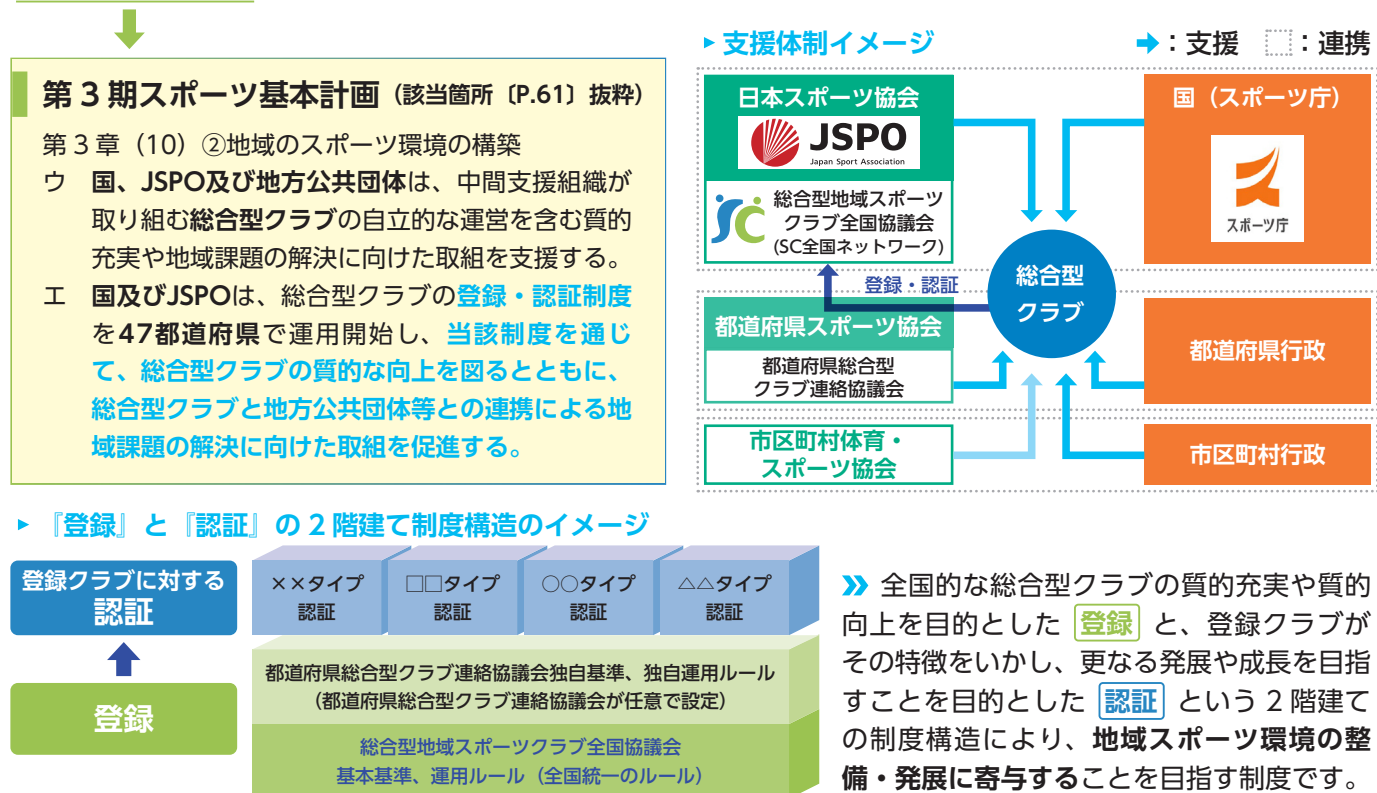
公益財団法人日本スポーツ協会 地域スポーツ推進部クラブ育成課
(総合型地域スポーツクラブ全国協議会 事務局)

TEL : 03-6910-5815
MAIL : sc-info@japan-sports.or.jp

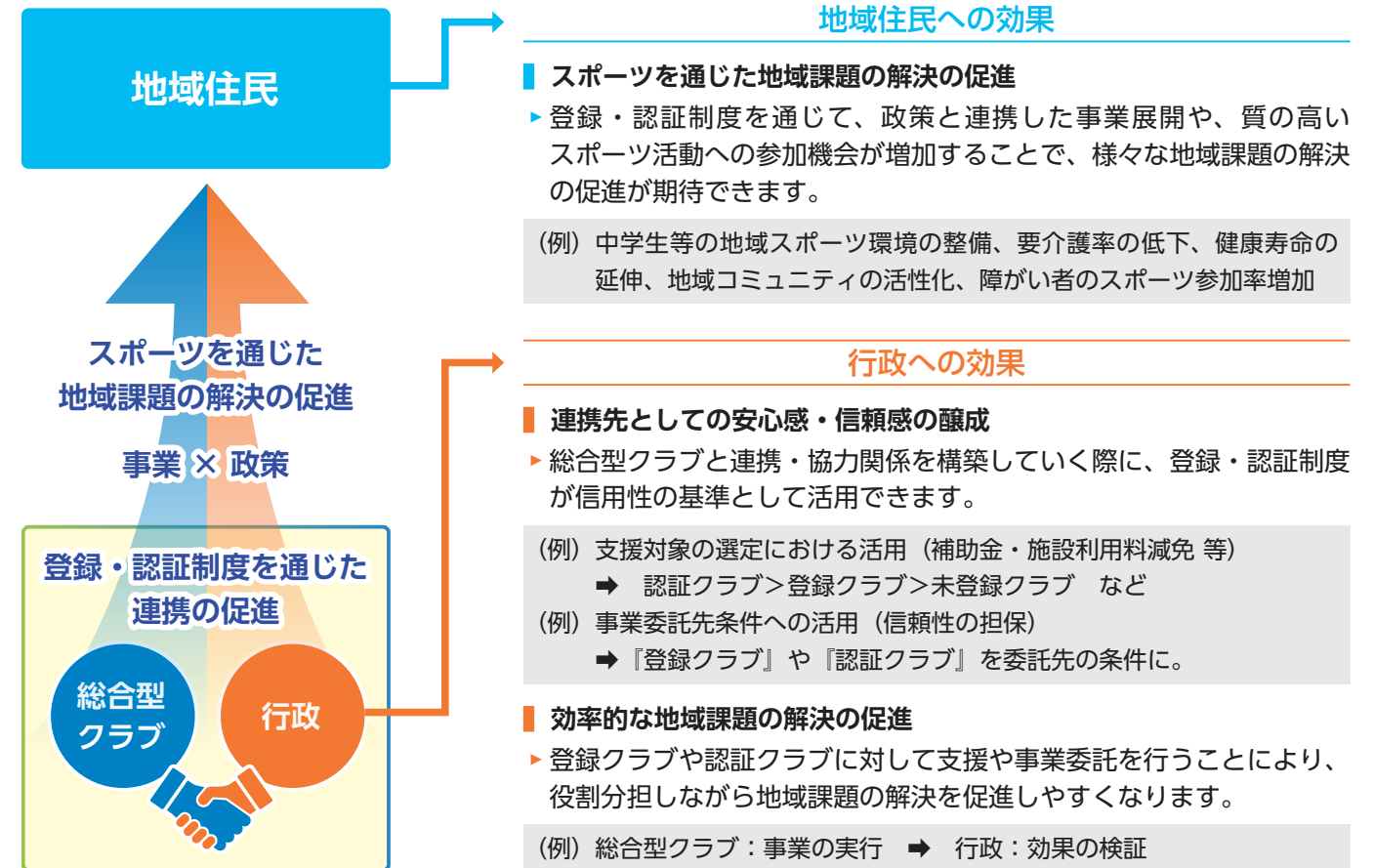
令和7年3月発行

総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度とは？

日本スポーツ協会の組織内組織である総合型地域スポーツクラブ全国協議会（SC全国ネットワーク）が統括し、都道府県行政、都道府県スポーツ協会、都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会と共に、**第3期スポーツ基本計画に基づき、登録・認証制度**という一つの共通理解を基に役割分担した上で運用する制度です。



登録・認証制度がもたらす効果



登録制度

総合型地域スポーツクラブ全国協議会が定める登録基準を具備していると認められる総合型クラブを、登録クラブとして認定する制度です。

登録基準（令和7年3月時点）

登録基準はコチラ
➡ https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/kurabuikusei/tourokuninnsyouseido/00syokitei/3_tourokukijunsaisoku.pdf

下表のとおり、活動実態や運営形態、ガバナンスに関する基準を満たした総合型クラブを「登録クラブ」として認定します。

分類	個別基準
(1) 活動実態に関する基準	①多種目（複数種目）のスポーツ活動を実施している。 ②多世代（複数世代）を対象としている。 ③適切なスポーツ指導者を配置している*。 ④安全管理体制を整備している。
(2) 運営形態に関する基準	⑤地域住民が主体的に運営している。
(3) ガバナンスに関する基準	⑥規約等が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営している。 ⑦事業計画・予算、事業報告・決算が、意思決定機関で議決されている。

※当面の間は移行措置期間として、本基準が満たされないことを理由として、登録を不可とすることはしない。

登録制度の活用

登録制度を通じて、総合型クラブが地方自治体等とのパートナーシップを構築し、公益的な事業体としての役割を果たしていくための要件を基準としているため、**行政の事業委託先や、公的支援の対象条件等に、『登録制度』や『登録クラブ』の活用をぜひご検討ください。**

登録クラブ一覧【令和6年度登録クラブ数：1,087クラブ】

都道府県別登録クラブ一覧はコチラ ➡ <https://www.japan-sports.or.jp/local/tabid1095.html>



認証制度

総合型地域スポーツクラブ全国協議会が定めるタイプ別の認証基準を具備していると認められる登録クラブを認証する制度です。更なる発展や成長を目指す登録クラブが自らの希望により申請するもので、1クラブが複数タイプの認証を受けることもできます。

※将来的には、地域課題解決や地域スポーツ環境の発展に必要なタイプなど、認証の種類を増やす予定。

タイプ別認証の種類

【令和7年度から運用開始】	認証基準はコチラ ➡ https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/kurabuikusei/tourokuninnsyouseido/00syokitei/ninsyouseido/03_kizyunsaisoku.pdf
部活動の地域展開タイプ	部活動の地域展開において地域スポーツクラブ活動の運営団体を担う資質を持った登録クラブを認証し、子どもたちの地域スポーツ環境の整備を促進する認証タイプ。



【検討中（令和6年度現在）】

介護予防タイプ（仮称）

障がい者のスポーツ推進タイプ（仮称）

申請条件

▶ 申請対象は、①登録クラブであること、②総合型クラブとして法人格を有していることを前提条件とし、タイプ別認証ごとにその他申請条件を設ける場合があります。

認証基準

▶ 各タイプ分野の事業や活動の実施に必要な、組織としての資質を確認する基準を設定しています。

（例）安全安心な／持続可能な運営・活動を行うための仕組みや体制が整理／計画されているか

（例）活動・取組に必要な専門知識／技能を持つ人員配置やリスク対策等を講じているか 等

認証制度の活用

▶ 『認証クラブ』は、認証されたタイプ分野の事業や活動に関する一定水準をクリアしていることから、各行政における重点課題の解決や改善に向けた有効なパートナーとなり得るため、**認証タイプ分野の事業委託先や公的支援の対象条件等に、『認証制度』や『認証クラブ』の活用をぜひご検討ください。**